○内閣府、総務省、経済産業省、令第二号

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十一号）の施行に伴い、株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年五月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

株式会社企業再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社企業再生支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第一条第三項第一号」を「第一条第四項第一号」に改め、同条第二項中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改める。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月十四日）から施行する。

告　示

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、山口県において開催される第六十三回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十六日から同月二十八日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十四年五月十四日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○総務省告示第百八十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十四年五月十四日

総務大臣　川端　達夫

名称	日本共産党本部周辺地域
期間	平成二十四年五月十七日から平成二十五年五月十六日まで
地域	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○外務省告示第百六十八号

平成二十四年四月二十七日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　フィリピン側　卜部敏直在フィリピン大使
アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十四年五月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百六十九号

平成二十四年四月二十七日にワガドゥグーで、保健社会向上センター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　保健社会向上センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十四億百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側　ヴァンソン・ザカネ外務・域内協力大臣付域内協力担当閣外大臣

平成二十四年五月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百七十号

平成二十四年四月二十七日にチャールズタウンで、チャールズタウン水産センター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントクリストファー・ネーヴィス政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　チャールズタウン水産センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億三千二百万円

3　贈与の使用期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　手塚義雅在セントクリストファー・ネーヴィス大使
セントクリストファー・ネーヴィス側　ジョセフ・ウォルコット・パリー　ネーヴィス島自治内閣首相兼財務兼統計・経済計画兼教育・図書兼人材開発兼観光兼労働大臣

平成二十四年五月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百七十一号

平成二十四年四月二十九日にカトマンズで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　高橋邦夫在ネパール大使
ネパール側　クリシュナ・ハリ・バスコタ財務省次官

平成二十四年五月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百七十二号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十四年五月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の交換公文（平成二十年五月二十二日付け）	平成二十四年三月十三日	平成二十四年四月三十日（平成二十三年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月七日付け）	平成二十四年三月二日	平成二十四年四月三十日（平成二十三年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文（平成二十年十月十三日付け）	平成二十四年三月十四日	平成二十四年四月三十日（平成二十三年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月二十五日付け）	平成二十四年三月十五日	平成二十四年四月三十日（平成二十三年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の交換公文（平成二十年七月四日付け）	平成二十四年三月十二日	平成二十四年四月三十日（平成二十三年度分）